

明治時代の東京にあった外国公館(1)

川崎 晴朗

は し が き.....	2
I 明治新政府と駐日外交団	7
II 明治維新当時の外交団・領事団 (1)	11
(以下次回)	
II 明治維新当時の外交団・領事団(2)	
III 1869年から1886年までの外交団・領事団の動き	
IV 1886年末の外交団・領事団	
結びに代えて	

Die während der ersten Jahre meines Aufenthalts so unangenehmen Wohnungsfragen hatten sich im Laufe der Zeit in sehr befriedigender Weise gelöst ; die japanische Regierung hatte für mich, wie sie das für mehrere andere fremde Vertreter gethan hatte, in Yokohama in einer sehr schönen Lage am Meere, ein Haus nach meinen eigenen Plänen gebaut, für das ich 10 Proz. des Kostenpreises als jährliche Miete zahlte; später kaufte ich in Jedo für ein Spottgeld einen kleinen Daimyopalast mit sehr umfangreichen Nebengebäuden und einem großen Garten. Auf diesem Grundstück, zu dem ich noch ein als Feld benutztes Stück Land hinzugekauft hatte, steht jetzt die deutsche Gesandtschaft in Tokio. Ich war so der erste vollständig auf europäischem Fuß eingerichtete Vertreter in Jedo gewesen und hatte daher sehr viel Gelegenheit gehabt, Japaner bei mir zu sehen.

—M. von Brandt, *Dreiunddressig Jahre in Ost-Asien: Erinnerungen eines deutschen Diplomaten* (Leipzig : Verlag von Georg Wigand, 1901), II-383*

は し が き

(1) 筆者は、本月報 1987/No.1 に「江戸にあった外国公館」を寄せた（1987年8月刊）。また、翌1988年3月、筆者は『幕末の駐日外交官・領事官』を雄松堂出版から上梓した。

(2) 本稿は「江戸にあった外国公館」の続編である。しかし、本稿はこのテーマの骨格を示すにとどまる。これにつき説明を加えたい。

『幕末の駐日外交官・領事官』で述べたように（4-5頁）、外務省が発行した外交団・領事団リストであって外務省外交史料館に蔵置されている最古の版は、外交団リストについては1911年(明治44年)6月版、また領事団リストについては1918年(大正7年)5月版である。いずれも『各国外交官及領事官其他リスト雑纂(在本邦之部)』第2巻(6・1・8・7-1)に綴り込まれている。(第1巻は現存しない。)しかし、1985年(昭和60年)10月、ハワイの駐日総領事(のち弁理公使)であった Robert Walker Irwin の子孫が1887年(明治20年)1月版外交団リスト並びに同年1月及び10月版領事団リストの3冊を外交史料館に寄贈した(アーウィン文書II 1.2.3.)。そこで、外交団リストに関しては刊行開始から1886年末までの版及び1887年1月から1911年6月までの版が、また領事団リストについては刊行開始から1886年末までの版及び1886年11月から1918年4月までの版がそれぞれ欠落していることになる。

外務省外交史料館には、『各国外交官及領事官其他リスト雑纂 在本邦ノ部 各国公使館員及領事館員姓名調書』(6・1・8・7-1・2)(全3巻)、『在本邦各国公使任免雑件』(6・1・8・4)、『在本邦各国公使館員任免雑件』(6・1・8・2)、『在本邦各国領事任免雑件』(6・1・8・3)等、関連のファイルが多数蔵置されており、これで外交団・領事団リストの欠落部分をかなり補えるであろう。しかし、これらファイルの精査は今後の課題である。

外務省編『大日本外交文書』(第10巻より『日本外交文書』と改題)にも相当数

の関連文書が収録されており、本稿では第 19 巻まで使用した。とくに、第 1 巻第 2 冊の附録 3「明治元年本邦駐在各国外交官及領事官人名録」及び第 2 巻第 3 冊の附録 2「明治二年本邦駐在各国外交官及領事官人名録」は有益で、本稿でもそれぞれ「第 1 巻附録」及び「第 2 巻附録」として引用する。ただし、ここに掲げられているのは、これら附録の「凡例」が明らかにしているように、各巻に収録されている文書の発信人または名宛人となった外交官及び領事官のみであって、後述の外国人人名録等で補充せざるを得ないことがある。

(3) 外交団・領事団リストを含む外務省作成の諸資料のほかに、筆者は宮内庁『明治天皇紀』を多用した。全 12 巻、索引 1 巻（吉川弘文館、1968—1977 年）で構成される第一級の資料である。本稿では、第一（嘉永 5 年 9 月—明治元年 12 月）から第 6（明治 16 年 1 月—明治 20 年 12 月）までを使用した。例外的に他の巻を使用した場合がある。

また、東京都編・刊『東京市史稿』にも関連記事が多い。本稿では主として『市街篇』を使用するが、その場合は一々『市街篇』と断わらない。東京の各区史、横浜市編『横浜市史稿』等も一部を使用した。東京都公文書館にも多数の関連ファイルが蔵置されていると思われる。

(4) このほか、香港、横浜等で定期的に刊行されていた外国人人名録があるが、これらにより、外交団・領事団のメンバーの氏名・資格等をかなり詳細に把握できる。本稿で使用したのは主として “*Japan Gazette*” *Hong List and Directory* (Yokohama: Japan Gazette) で、この人名録はのち *The Japan Directory* と改題され、1912 年版まで刊行された。立脇和夫監修により『幕末明治在日外国人・機関名鑑：ジャパン・ディレクトリー』として復刻されたが（ゆまに書房、1996 年 7 月から第 1 期分として第 1 巻から第 23 巻までを刊行した。）、この復刻版では、欠けた版がある場合は *The Japan Herald Directory*, *The China Directory* または *The Chronicle & Directory for China, Japan, Indo-China, & c.* で補っている。本稿では、復刻版の第 9 巻（1887 年版を収録する。）までを使用した。タイトルが何であれ、「……年版人名録」として引用する。外国人人名録の活用によりある程度外交団・

領事団リストの復元が可能となるであろうが、あまりにもスペースを取るので、本稿では使用を最小限にとどめた。(各版は、原則として前年の状況を示していると考えられる。)

また、横浜で発行されていた英字新聞により、外国の外交官・領事官がいつ横浜等、日本の港に到着し、または去ったかが判明する 경우가少なくない。この目的のためには、*The Japan Weekly Mail* (Yokohama : The Japan Weekly Mail) の“Shipping Intelligence” (のち“Latest Shipping”) の項が役立つ。ただし、この英字紙は 1872 年 1 月の創刊で、それ以前の状況は明らかにし得ない(「結びに代えて」(5)を参照)。本稿では *JWM* として引用する。

また、外交官の何人かは貴重な回顧録を残した。しかし、本稿ではこれら回顧録のいくつかを利用したにとどまる。

(5) これを要するに、本稿は明治維新から 1886 年(明治 19 年)末までの期間における諸外国の駐日外交団及び在京領事団の動きを、参照できた限りの資料を基礎に、国別に眺めようとするものである。『幕末の駐日外交官・領事官』では、筆者は幕末の日本におかれていた諸外国の外交使節及び領事官の動静を各在勤地について年毎に追った。筆者が本稿を「江戸にあった外国公館」の続編と考える所以である。

(6) 筆者は思うのであるが、明治年間に外務省が刊行した外交団・領事団リストが当時日本に公使館及び(総)領事館を置いていた諸外国の外務省等に蔵置されているかも知れない。この点はしかるべく調査すべきではなからうか。また、同じ時期の東京または日本各地に勤務したこれら諸国の外交官及び領事官の子孫が外務省の編纂にかかるリストをまだ所有している可能性はないであろうか。Irwin 公使の例を考えると、この可能性を無視はできないと思う。

近代初期の日本で活躍した諸外国の外交官・領事官たち(そして、逆に、諸外国に派遣され、活動した当時の日本の外交官・領事官たち)の動きを把握することは、地味ではあっても、外交史を研究する者にとり基本的な作業の一つであると筆者は考える。拙稿はまだ多くの不備な点を含んでいるが、このような作業を本格的に進めるきっかけになり得ればまことに幸いである。

また、筆者は、明治時代の日本各地に外交官・領事官を派遣していた諸外国がこのような作業に関心をもち、それぞれが日本とのバイラテラルな外交関係について同様な作業を行なうことになれば、ここに豊沃な国際協力の分野が新しく開拓されることになるかも知れない、と夢のようなことを考えている。

* * *

以下、いくつかの点を付け加えたい。

(1) 外交使節の階級は、1815年のウィーン規則により大使 (ambassadeurs)、公使 (envoyés, ministres ou autres, accrédités auprès des souverains) 及び代理公使 (chargés d'affaires) の三つが定められ、また 1818年のエクス・ラ・シャペル議定書により公使及び代理公使の間に弁理公使 (ministres résidents) の階級が新たに加えられた。(実際には、大使は「特命全権大使」、また第2階級の公使は「特命全権公使」として使用されることが多い。) これら規則及び議定書がヨーロッパ諸国の間で締結されたものであったことが主因と思われるが、欧米諸国から19世紀から20世紀初頭のアジア、中東諸国等に派遣された外交使節の階級にはさまざまなバリエーションがあった。例えば、日本に駐節する使節には、「第5の階級」といわれる外交事務官 (diplomatic agent, political agent) の資格をもつ者がいた。(館員の資格にも、現在では使用されないものがあつた。) また、日本に外交使節を派遣せず、領事官に外交使節の機能をもたせることがあつた。「江戸にあつた外国公館」で明らかにしたように、例えば米国の Townsend Harris、イギリスの Rutherford Alcock、フランスの Gustave Duchesne de Bellecourt 等にしても、総領事の資格で来日し、それぞれの本国を代表したのである⁽¹⁾。

さらに、維新当時は外交使節の階級に対応する日本語の訳語がまだ必ずしも定着していなかったことにも留意しなければならない。『明治天皇紀』等が特命全権公使を「特派全権公使」とすることがあるのはその一例である⁽²⁾。また、『明治天皇紀』では臨時代理公使を「代理公使」としているケースが間々見受けられる。

国際法上は、代理公使や外交事務官は国家元首に信任される訳ではない。日本の場合は、原則として1885年(明治18年)12月まで外務卿、それ以降は外務大臣に信

任されたと思われるが、詳細についてはさらに資料を求めることが必要である。また、本文で述べるように、オランダの歴代公使はデンマークの外交代表を兼ねていたが、彼等がいかなる状況の下でデンマークにかかわる事務を取扱っていたか、その実情を知ることも今後の課題である。

(2) 本稿では、敬称を省略した場合がある。各国の駐日外交代表の歴任表についても H.E.の尊称を略した。これは、前述の 1887 年版外交団リストでもこの尊称を省略している(フランス語で作成されており、氏名に M.=Monsieur は冠されている。)ことに倣ったもので、あらかじめ御了承を得たい。

(3) Irwin の子孫が外交史料館に寄贈したリストはフランス語で編纂されている。外交官・領事官の氏名がフランス風に綴られている場合があるが、原則としてそのままにしてある。『明治天皇紀』でも、例えばオーストリア・ハンガリーの Ignaz Freiherr von Schaeffer 公使が「ル・シュバリエー・イ・ド・シェッフル」となっているが(第三、351 頁)、これは同公使の肩書・氏名をフランス綴りとし、それを日本語風に表記したものである。

(4) 領事官には本任領事官・名誉領事官の区別があるが、資料によってはこの区別が行なわれていない(形容詞“Honorary”が省略されることが多いため)。本稿では、可能な限り両者を区別することに努めたが、まだ十分とはいえない。

(5) 幕末・明治時代初期に、日本の 7 都市が外国人の居住・営業のため開港または開市され、新潟をのぞく 6 市のそれぞれに外国人居留地が開設された。七つの開港場・開市場(したがって六つの外国人居留地)は、1899 年(明治 32 年)7 月 17 日、いっせいに廃止された。

(6) 日本は維新後に太陰暦を廃し、太陽暦を採用したが、具体的には、明治 5 年 12 月 3 日を 1873 年(明治 6 年)1 月 1 日とすることとしたものである。

I 明治新政府と駐日外交団

(1) 明治維新がいつ始まったかにつき、学者の間には必ずしも統一した見解はない。ここでは、王政復古が宣言された 1868 年 1 月 3 日（慶応 3 年 12 月 9 日）を維新の具体的な開始日と考えたい。これにより朝廷を中心とする雄藩連合の新政府が成立、また 1868 年 2 月 8 日（慶応 4 年 1 月 15 日）、同政府はフランス、米国、イギリス、オランダ、プロイセン及びイタリア 6 カ国の駐日公使に対して王政復古の実現を知らせ、将軍に代わり天皇が日本の元首として外交を行なうことを通告した（『明治天皇紀』第一、595-6 頁、『大日本外交文書』第 1 巻第 1 冊、229-239 頁）。1868 年 9 月 3 日（慶応 4 年 7 月 17）、江戸は東京と改称され、同年 10 月 23 日（9 月 8 日）、明治と改元した。なお、外務省は 1869 年 8 月 15 日（明治 2 年 7 月 8 日）の創設であるが、これには前身となるいくつかの組織があった⁽³⁾。

(2) 上記 6 カ国の公使とは次の通りである。（フランス語による国名により、アルファベット順に配列した。カッコ内は各公使が徳川幕府に信任された日付である。）プロイセンの von Brandt は維新当時は在神奈川領事であったが（カッコ内は彼が幕府から認可された日付）、のち彼は同国の代理公使となり、1869 年 1 月 5 日その資格で参内、東幸を賀している。

米国	Robert B. Van Valkenburgh 弁理公使（1867 年 5 月 4 日＝慶応 3 年 4 月 1 日）
フランス	Léon Roches 全権公使兼総領事（1867 年 5 月 2 日＝慶応 3 年 3 月 28 日）
イギリス	Sir Harry S. Parkes, K.C.B. 特命全権公使兼総領事（1867 年 5 月 2 日＝慶応 3 年 3 月 28 日）
オランダ	Dirk de Graeff van Polsbroek 総領事兼外交事務官（1867 年 5 月 2 日＝慶応 3 年 3 月 28 日） ⁽⁴⁾
イタリア	Comte Sallier de la Tour 特命全権公使（1869 年 1 月 4 日＝明治元年 11 月 22 日）

プロイセン Max August Scipio von Brandt 領事 (1863 年 1 月 19 日=文久 2 年 11 月 30 日) ⁽⁵⁾。

6 カ国公使のうち、フランス及びオランダ両公使は 1868 年 3 月 23 日 (慶応 4 年 2 月 30 日)、イギリス公使は同年 3 月 26 日 (3 月 3 日)、イタリア、フランス及びプロイセン各公使は 1869 年 1 月 4 日 (明治元年 11 月 22 日)、またイギリス、米国及びプロイセン各公使は同年 1 月 5 日 (11 月 23 日)、それぞれ参内、明治天皇に謁見した (『明治天皇紀』第一、634-5、638-9、901-2 頁)。これにより、6 カ国の全部が新政府を承認したと解釈できるであろう。

* * *

前述の『大日本外交文書』第 1 巻・第 2 巻の附録は、明治初年、日本に外交官及び領事官を派遣していた国として、上記 6 カ国のほかにベルギー、デンマーク、ポルトガル、ロシア及びスイスの 5 カ国があったとしている。以下、この点について説明を加えたい。

(イ) ベルギー、ロシア及びスイスについては、明治初年、日本に「外交使節の性格をもつ領事官」を横浜または函館に置いていた。すなわち、ベルギーの在横浜副領事 Maurice Lejeune、ロシアの在函館領事 Evgenii Karlovich Biutsov、またスイスの在横浜総領事 Caspar Brennwald は、それぞれ領事官でありながら、実際には外交使節の性格を有していたと考えられる。なお、スイスの Brennwald 総領事は維新当時不在で、H.Siber が代理であった。

また、ポルトガルの駐日公使はマカオ総督の兼任で、維新当時は José Maria da Ponte e Horta 全権公使またはその後任の Antonio Sergio de Souza 全権公使のいずれかがマカオにいた。『大日本外交文書』第 1 巻附録によると、da Ponte e Horta 公使は 1866 年 10 月 27 日 (慶応 2 年 9 月 19 日) 付書簡 (発信地はマカオ) をもって、幕府老中あてマカオ総督兼日本・清国及びシャムに対する全権公使に任ぜられた旨を通知した (36-7 頁)。彼がいつマカオにおける任務を了し、同地を離れたのかはわからない。それが維新後であれば維新当時のポルトガル代表ということになるが、維新前であれば彼の後任、Antonio Sergio de

Souza 公使がこの資格を手にする事になる。同公使はやはりマカオ総督兼日本、清国、シャム各国に対する全権公使で、1868年8月4日（明治元年6月16日）付書簡で旧幕府に対し、前日（3日）マカオに着任した、来朝の上、信任状を呈する機会があろう、と通知し、神奈川県知事東久世中将は9月24日（明治元年8月9日）付でこれを了承した（『大日本外交文書』第1巻第1冊、915-6頁、附録3、37頁）。

維新当時どちらが駐日公使の職にあったにせよ、ポルトガル公使は国外に居住しており、在横浜領事 Edward Loureiro が事実上外交使節の性格を有していたといい得ると思う。

(ロ) 維新当時、日本以外の国・地域に駐箚し、兼ねて日本に信任されていた外交代表がいた。具体的には、(イ)で触れたポルトガル公使（在マカオ）である。ベルギーの在清国外交代表 Auguste t'Kint de Roodenbeek 公使が日本に信任されたのは1870年11月30日で、維新後のことであった。

(ハ) デンマークについては、オランダの Dirk de Graeff van Polsbroek 総領事兼外交事務官がデンマークの事実上の代表であった。『大日本外交文書』第1巻附録によると、van Polsbroek はデンマーク政府から日本政府との修好通商航海条約の締結交渉を委任されたが、同書は、便宜上彼の資格「政府代表」としている（8-9頁）。Van Polsbroek 公使は、1867年1月2日（慶応2年12月7日）の修好通商航海条約調印後も、必要に応じて同国に関する事務を扱ったようである。

本稿の対象期間のあとのことになるが、外務省編の1887年1月版外交団リストはオランダの弁理公使 Joannes Jacobus van der Pot をデンマークの外交代表 (Représentant Diplomatique) としている。『明治天皇紀』第六は、1887年（明治20年）9月29日の項で、デンマーク皇帝クリスチャン9世が明治天皇に勲章を贈進することを決め、オランダ弁理公使兼デンマーク外交事務官をしてこれを奉じ、親書とともに捧呈せしめることになった、と述べる。Van der Pot は、1887年（明治20年）9月29日、そのために参朝している（816-7頁）。

したがって、オランダの在日外交代表は、1887年当時も兼ねてデンマークの代表であったことがわかる。

(二) 外務省編の1887年1月版外交団リストは、オランダの van der Pot 公使をデンマークの外交代表としているのみならず、オランダ及びスウェーデン・ノルウェーの弁理公使として、計2回掲げている。すなわち、スウェーデン・ノルウェーも明治時代、日本に代表を置いていたことがわかる⁽⁶⁾。

上記(イ)及び(ハ)に関連するが、1867年11月17日(慶応3年10月22日)、幕府老中兼外国奉行小笠原長行はフランス、イギリス、米国、プロイセン及びデンマーク各公使ならびにロシア及びスイス両領事に、また幕府外国奉行江連加賀守堯則等よりベルギー及びポルトガル両領事に対し、その7日前に行なわれた大政奉還に関する文書を送致した(『大日本外交文書』第1巻第1冊、47-55頁)。オランダ総領事兼外交事務官は事実上デンマークの外交代表で、その資格で文書を受領したのである。Oppenheim は、領事官の任務は派遣国または接受国において元首の更迭があっても終了しない、したがって新しく任命状・認可状を発出する必要はない、といい⁽⁷⁾、田村教授も同趣旨のことを述べた上で、米国がソ連政府を承認するまで16年間の長きにわたり帝政ロシアが任命した在米領事官の権限を認めていた例を挙げる⁽⁸⁾。これは領事官が外交使節の性格をもつか否かにかかわらずいい得ることと思われるが、幕府は、少なくともこの性格をもつ在日領事官に対しては日本の統治体制に変化があったことを正式に知らせたのである。

* * *

維新後、1886年末までに日本に外交使節またはその性格を有する領事官を新たに派遣したのは、オーストリア・ハンガリー⁽⁹⁾、スペイン、ハワイ、スウェーデン・ノルウェー、ペルー及び清国の6ヵ国である。本稿では、結局17ヵ国の外交・領事代表を取扱うことになる。

II 明治維新当時の外交団・領事団（1）

本稿で扱う国の数は、前述のように計 17 ヶ国である。国の配列順は、1887 年（明治 20 年）1 月版の外交団リストに倣い、フランス語による国名のアルファベット順とする。（プロイセンは北ドイツ連邦、さらにドイツ帝国となるので、ドイツ、すなわち *Allemagne* とする。なお、イギリスは *Grande-Bretagne*、またオランダは *Hollande* となっている。）

* * *

ここでは、まず維新当時に日本にあって外交団を構成していたメンバーを掲げよう。（カッコ内は、公館長の信任日を示す。）

1. プロイセン（のち北ドイツ連邦、ドイツ）

(1) Max August Scipio von Brandt は プロイセンの在神奈川領事であったが、1867 年 4 月 14 日（慶応 3 年 3 月 10 日）付書簡により日本駐箚のプロイセン代理公使に任ぜられた旨、幕府老中あて通知した（『大日本外交文書』第 1 巻附録、41 頁）。彼が幕府に信任されたか否か明らかでない。

1868 年 10 月 3 日（慶応 4 年 8 月 18 日）付で von Brandt が外国官知事にあてて送付した書簡によると、彼は北ドイツ連邦の代理公使兼領事に任命されたという（『大日本外交文書』第 1 巻第 2 冊、171-6 頁）。同公使は 1869 年 1 月 5 日（明治元年 11 月 23 日）、参内したが、このとき彼がプロイセンでなく北ドイツ連邦の代理公使として新政府に信任された可能性がある。

(2) 公使館員としては、『大日本外交文書』第 1 巻附録も 1868 年版人名録も、I. Henry Schnell 書記官、Dr. G. Berlin 書記官及び P.E. Kempermann 通訳官の 3 人を挙げている（41-3 頁）。

2. ベルギー

前述のように、横浜にいた Maurice Lejeune 副領事（認可は 1867 年 4 月 5 日＝慶応 3 年 3 月 1 日）が外交使節の性格を与えられていたと見られる。ベルギーは清

国に Auguste t'Kint de Roodenbeek 特命全権公使を派遣していたが、彼は日本を兼任した。1868 年版人名録には “A.t'kint is an Envoyé Extraordinary to Japan and China” とあるが、実際には、彼が日本に信任されたのは 1870 年 11 月 30 日(明治 3 年閏 10 月 8 日)である。『明治天皇紀』はこの日の項で、t'Kint de Roodenbeek 公使の参朝につき「同國（ベルギー）、我が國と條約締結後始めて同公使を我が國に特派して駐節せしめしを以てなり、」と述べている（第二、350-1 頁）。

それまでは Lejeune 副領事が事実上ベルギー代表としての事務を扱っていたが、1870 年 11 月以降も、t'Kint de Roodenbeek 公使が清国にいるため、やはり同副領事が外交使節の役割を果たさざるを得なかったと想像される。

3. デンマーク

Dirk de Graeff van Polsbroek はオランダ公使であるが、前述したように、彼は事実上デンマークに関する事務を取扱っていた。1868 年版人名録には、“Minister Plenipotentiary of H.M.the King of Denmark” とある。

4. 米国

(1) 維新当時、Van Valkenburgh 弁理公使が米国代表であった。同公使は、1869 年 1 月 5 日（明治元年 11 月 23 日）参内、これにより新政府に信任された。

(2) 1868 年版人名録によると、館員は A.L.C.Portman 書記官（Secretary）及び Col.Wm.Rumsey の 2 名であった。『大日本外交文書』第 1 卷附録では Portman のみが掲げられ、かつ資格は「通訳官」（Interpreter）となっている（1-2 頁）。

5. フランス

(1) フランスは、維新当時は Léon Roches 代理公使兼総領事により代表されていた。彼は、1868 年 3 月 23 日（明治元年 2 月 30 日）、オランダ公使と共に参内、国書を捧呈したが、これにより新政府に改めて信任されたと考えられる。

(2) 『大日本外交文書』第 1 卷附録によると、公使館員として Comte Gustave Louis Lannes de Montebello 書記官、Comte de Béaru 書記官、Alphonse van der Voo

通訳官、du Bousquet 通訳官及び Baron Léon Brin 外交官補がいた（16-7 頁）。人名録には Baron Brin アタッシェ (Attaché) のみが掲げられている。『大日本外交文書』第 2 巻附録では、de Montebello 書記官、van der Voo 通訳官及び du Bousquet 通訳官のみが掲げられている（18-9 頁）。

6. イギリス

(1) 維新当時、Sir Harry S. Parkes, K.C.B. 特命全権公使兼総領事が日本においてイギリスを代表していた。Parkes 公使は、早くも 1867 年 11 月 28 日（慶応 3 年 11 月 3 日）に、「日本政府組織の変化にかんがみて」、ヴィクトリア女王から明治天皇へあてた信任状を送るよう外相 Lord Stanley に要請している。同公使が信任状を受領したのは翌 1868 年 3 月末であったといわれる⁽¹⁰⁾。

イギリス公使館 Algernon Bertram Mitford は、1868 年 5 月 7 日（明治元年 4 月 15 日）付の外国事務局輔等あて書簡で、ヴィクトリア女王の信任状を天皇陛下に捧呈するため、参内を申入れた（『大日本外交文書』第 1 巻第 1 冊、595-9、628-635 頁）。かくて、同年 5 月 22 日（慶応 4 年閏 4 月 1 日）、同公使は大坂西本願寺にて明治天皇に信任状を捧呈した（『明治天皇紀』第一、685-7 頁）。

(2) 館員として、『大日本外交文書』第 1 巻附録は、Sidney Locock 書記官、前出の Mitford アタッシェ (Attaché)、Francis Ottiwell Adams 書記官、Ernest Mason Satow 通訳官（のちに書記官）、Alexander Georg Gustav von Siebold 通訳官兼翻訳官及び James Troup 補助官の 6 人を掲げる（21-3 頁）。

一方、1868 版人名録では次のようになっている。

Sidney Locock 公使館書記官 (Secretary of Legation)

Richard Eusden 日本書記官 (Japanese Secretary) (absent)

Algernon B. Mitford アタッシェ (Attaché)

William Willis, M.D. 第一補助官兼医務官 (First Assistant and Medical Officer)

Alexander von Siebold 通訳官 (Japan Interpreter)

Ernest Satow 日本書記官代理 (Acting Japanese Secretary)

James Troup 第三補助官 (Third Assistant)

W.G.Aston 語学生 (Student)

H.S.Wilkinson 語学生 (Student)

他に、“Officers of Legation Guard”として、Captain Vincent J.Applin 及び Lieut. Lewis Bradshaw の名が掲げられている（前者は“Commanding Legation Mounted Escort”、後者は“29th Regt., Commanding Legation Guard”）。

いずれにせよ、イギリス公使館は、明治維新当時、在京外交団の中で最も大きな陣容を誇っていたのである。

『大日本外交文書』第2巻附録では、Mitford 書記官、Adams 書記官、von Siebold 通訳官兼翻訳官が依然館員として掲げられたほか、William George Aston 通訳生（のち補助官）の名が加わった（23-5頁）。

7. オランダ（スウェーデン・ノルウェー）

(1) 維新当時のオランダ代表は Dirk de Graeff van Polsbroek 総領事兼外交事務官であった。彼は、1868年3月23日（明治元年2月30日）、参朝したが、それはオランダ代理公使の資格においてであった。また、1869年1月4日（明治元年11月22日）に参内した際は、彼の資格は弁理公使であった。『大日本外交文書』第1巻第2冊の本文（69-70、83-4頁）及び附録（31頁）によると、弁理公使に任命された旨 van Polsbroek 公使から通知を受けた外国官准知事の東久世通禧は、1868年9月14日（明治元年7月28日）、これを受領した旨返答した。1868年11月17日（明治元年10月4日）及び1868年12月7日（明治元年10月24日）、van Polsbroek は弁理公使の委任状を捧呈のため参内を申入れているが（同、第1巻第2冊、427-9、490-2頁）、彼は1869年1月4日（明治元年11月22日）参内しており、このとき弁理公使として信任されたと見られる（同、附録、31頁）。

(2) 公使館員としては、『大日本外交文書』第1巻附録は L.T.Kleintjes のみを掲げる（32頁）。資格は書記生（Chancellor at H.N.M.Legation）であった。1868年版

人名録はさらに De. Wringer 補助官 (Assistant) の名を挙げている。

(3) van Polsbroek 公使は帰国することになり、外国官副知事あての 1869 年 2 月 10 日 (明治元年 12 月 29 日) 付書簡をもって、同月 13 日から北ドイツ連邦公使がオランダ代表を兼ねる旨通知した (『大日本外交文書』第 1 巻第 2 冊、815-8 頁)。

8. イタリア

(1) イタリアの初代駐日代表、Comte Sallier de la Tour 特命全権公使 (兼シャム) は幕末に来日したが、信任状の捧呈は維新後となった。すなわち、『大日本外交文書』第 1 巻附録によると、de la Tour 公使は、1867 年 6 月 13 日 (慶応 3 年 5 月 11 日) 付書簡をもって横浜到着を幕府老中に通知したが (28-9 頁)、彼が信任されたのは 1869 年 1 月 4 日 (明治元年 1 月 22 日)、明治政府に対してであった。維新当時は、在横浜 Chevalier Christophe Robecchi 領事が事実上の駐日イタリア代表であったと考えるべきかも知れない。de la Tour 公使の信任後もそうで、『大日本外交文書』第 1 巻附録は、Robecchi 領事につき「同人ハ公使不在中公使館事務代理タリ」と述べている (31-7 頁)。

(2) 『大日本外交文書』第 1 巻附録によると、館員は Comte M. Arese 書記官、Baron Galvagna 書記官及び L. Savio 書記生 (Chancelier) の 3 名であった (29-30 頁)。

9. ポルトガル

(1) José Maria da Ponte e Horta 全権公使は、1866 年 10 月 19 日 (慶応 2 年 10 月 27 日)、マカオより、彼が同地の総督 (Governador) 兼日本、清国及びシャムに対する全権公使に任ぜられた旨を通知してきた (『大日本外交文書』第 1 巻附録、36-7 頁)。幕府に対し信任状を呈することはなかったと思われる。

(2) Antonio Sergio de Souza 全権公使は、マカオ総督兼日本、清国及びシャムに対する全権公使に任ぜられた旨、1868 年 8 月 4 日 (明治元年 6 月 16 日) 付で旧幕府老中兼外国総裁あてに通知してきた。東久世中將は、1868 年 9 月 24 日 (明治元年 8 月 9 日) 付でこれを了承する旨回答したが (『大日本外交文書』第 1 巻第 2 冊、152-3 頁、附録、37 頁)、明治天皇に信任状を捧呈する機会はついになかったようである。

10. ロシア

(1) ロシアは維新当時東京に外交使節を置かず、函館及び長崎に領事官を置いていた。在函館 Evgenii Karlovich Biutsov 領事は、1865年8月28日（慶応元年7月8日）付書簡をもって在函館領事を命ぜられた旨を幕府老中あて通知、幕府老中は、1865年8月31日（慶応元年7月11日）付書簡により承諾の旨回答した（『大日本外交文書』第1巻附録、46頁）。同領事は1872年5月東京に移り、1869年11月には代理公使となったが（代理公使に任命されたあとも領事の資格を併せもっていた。のち総領事に昇格した。）、それ以前にも実質的にロシア外交代表の役割を果たしていたと考えられる。

既述のように、Biutsov 領事は1872年5月、東京に移ったが、函館には当時 S.Trachtenberg 領事代理が任命されていた。Trachtenberg 領事代理の任命・認証の日付は不明であるが、1869年7月2日（明治2年5月23日）付の彼からの来信にこの資格が記してあったというので（『大日本外交文書』第2巻附録、49-50頁）、Biutsov 領事が代理公使となる前、すでに領事代理の肩書を与えられていたことがわかる。

(2) Biutsov は、1869年3月7日（明治2年1月25日）付の外国官知事あて書簡で、代理公使として清国に赴くにつき、在函館領事の事務は Trachtenberg に託した旨を通知した（同附録、49頁）。

11. スイス

『大日本外交文書』第1巻附録は、van Polsbroek を「和蘭外交事務官兼瑞西総領事」と記述する。同書は、「各開港場ニ於ケル和蘭領事ハ瑞西領事ヲ兼務ス」と述べている。これは、1864年2月12日（元治元年1月5日）付のオランダ外交事務官兼瑞西総領事から幕府老中あての書簡によるもので、幕府も2月19日（1月12日）付書簡で承諾を与えている（48頁）。スイスはのち函館、長崎及び横浜に領事または領事代理を置いたが、van Polsbroek は総領事の資格で彼等の監督にあつたのであろう。『大日本外交文書』第2巻附録では、神戸・大阪が領事管轄区域に

加えられた (51-5 頁)。

これら各地の中で、横浜には Gaspar Brennwald 総領事がいたが (Brennwald は、1866 年 2 月 4 日 [慶応元年 12 月 29 日]、名誉総領事代理に任命され、のち名誉総領事に昇任した。)、彼は一時帰国することとなり、同総領事は 1867 年 8 月 23 日 (慶応 3 年 7 月 24 日) 付の書簡をもって幕府老中に対し、彼の帰國中、H. Siber が在横浜総領事代理たるべき旨を通知した。9 月 3 日、幕府外国奉行は総領事にあてて承諾の旨回答した。Siber 自身も幕府外国奉行あて、8 月 23 日より在横浜総領事代理の事務を取扱う旨通知した (48-50 頁)。Brennwald 総領事は、1870 年 1 月 5 日 (明治 2 年 12 月 4 日) 付の外務卿及び外務大輔あて書簡で、横浜に帰着し総領事館の事務を引継いだ旨通知した (『大日本外交文書』第 2 巻附録、53-4 頁)。なお、同附録によると、在横浜スイス総領事館には、Perregaux 及び A. Mottu という書記生がいたことがわかる (54-5 頁)。 (未完)

(筆者は愛知大学国際問題研究所客員研究員 (元外務省員))

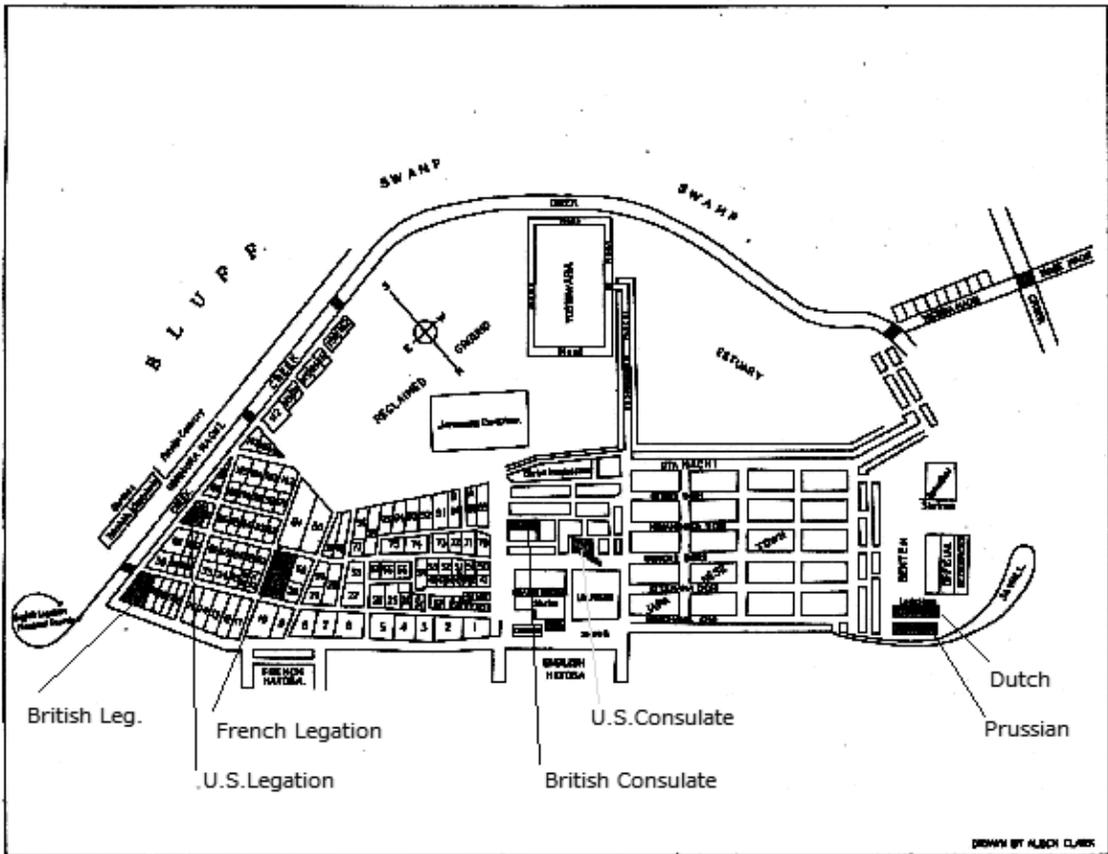
[付記 1] 横浜にあった外国人居留地

横浜は神奈川宿の一部であったが、安政 5 ヵ年条約で開港場とされ、1858 年 7 月 1 日 (安政 5 年 6 月 2 日)、開港することが定められた。横浜の外国人居留地は、日本で最大の居留地に発展した。横浜居留地は大きく分けて関内居留地及び山手居留地の二つがあり、外国人が“Bluff”と呼んだ山手居留地は 1866 年 12 月 29 日 (慶応 2 年 11 月 23 日) 調印の横浜居留地約書第 12 条の規定により横浜居留地の南側に建設され、1871 年 9 月ごろから本格的に外国人に貸与されるようになった。詳細は横浜市編『横浜市史稿 政治篇』2 及び 3 を参照されたい (それぞれ 515-546、149-182 頁)。人名録では、1870 年版から“Owners of Bluff Lots”または“Bluff Directiry”が掲げられるようになった。

横浜には、いくつかの外国公館が置かれた。文久 2、3 年、すなわち 1862、3 年ごろの関内居留地の地図を掲げよう (横浜市編『横浜市史稿 政治篇』2、口絵 29)。

これに、イギリス、米国、フランス、オランダ及びプロイセン各公使館とイギリス及び米国各領事館が描かれている。なお、人名録の1882年版、1884年版等には関内居留地及び山手居留地の詳細な地図が付されている。(グランドホテルは、1873年(明治6年)、イギリス領事館が置かれていた関内居留地20番で開業した。)

(年三・二久文) 圖地 横 濱



冒頭の引用文で、von Brandt は横浜に新築されたプロイセン公使館に言及しているが、同公使館が弁天にあったことがわかる。

脚注

- * 原潔・永岡敦両氏の訳をお借りすれば次の通り。「私が日本に滞在した最初の数年間、すこぶる不愉快であった住宅の問題は、時が経過するとともに満足な解決を見ていった。日本政府では私のために、他の多数の外国代表に対してそうしたのと同様、横浜で海岸沿いの非常に景色のよい場所を選定して、私自身の設計で家を建ててくれた。年額家賃として私がこの家のために払ったのは建築費の一割である。後日、私は江戸に一軒の小さな大名屋敷を見切り値で買った。これには広い離れと大きな庭がついていた。今、東京のドイツ大使館があるのはこの場所で、私はこれに畑だった地所を一区画買い足したのである。こんなわけで、私は江戸で完全にヨーロッパ流の暮らしをした最初の外国代表となった。そのため、日本人が私の所に訪ねて来ることも非常に多かった。」(『ドイツ公使の見た明治維新』新人物往来社、1987年、265頁)。第2次大戦後、旧ドイツ大使館の敷地(現在の千代田区永田町一丁目)はGHQの管理下にあったが、これが国立国会図書館(赤坂離宮の一部を使用していた。)の建設用地の一部とされ、第一次建設工事終了後の1961年(昭和36年)11月から一般の利用に供された(国立国会図書館編・刊『国立国会図書館三十年史』(1979年)、66-87頁)。
- (1) 外交使節の性格をもつ領事官』の意味については、『幕末の駐日外交官・領事官』、34-7頁、「江戸にあった外国公館」、32頁を参照されたい。
 - (2) 『幕末の駐日外交官・領事官』、47-54頁。
 - (3) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』、上巻(原書房、1969年)、3-49頁。
 - (4) Dirk de Graeff van Polsbroek 総領事兼外交事務官は、1863年11月4日(文久3年9月23日)、任命につき幕府老中に通知した(『大日本外交文書』第1巻附録、31頁)。
 - (5) プロイセンは、1866年、普墺戦争に勝利した結果、旧来のドイツ連邦の支邦中最大の強国となり、翌1867年7月1日、マイン川以北の諸邦で結成された北ドイツ連邦の盟主となった。さらに普仏戦争後の1871年4月1日、ドイツ帝国が成立、プロイセン王ヴィルヘルムは兼ねてドイツ皇帝たることを宣言した。
 - (6) 周知のごとく、1814年1月、スウェーデンはノルウェーを併合した。のち、ノルウェーは憲法を制定し、国王を選んで独立したが、スウェーデンと国家連合を形成した。維新当時、両国は国際的にこのような地位にあったのである。ノルウェー議会がスウェーデンとの国家連合の破棄を宣言したのは1905年(明治38年)6月7日のことである。
 - (7) L. Oppenheim, *International Law: A Treatise* (London, etc.: Longmans, Green and Co., 1905), I, 471. Robert Jennings 及び Arthur Watts 編の第9版(1996年)では I, 1152.
 - (8) 田村幸策『国際法』中巻(有斐閣、1952年)、225-6、341頁。
 - (9) オーストリア帝国及びハンガリー王国は、1867年5月の「和協」(Ausgleich)の結果、同君連合を形成した。
 - (10) 石井孝『増訂 明治維新の国際的環境』(吉川弘文館、1976年)、729-730、843頁。Parkes 公使は、おそらく1868年3月26日の参内の際は信任状をまだ入手しておらず、捧呈できなかったのであろう。なお、同公使は当初3月23日、フランス及びオランダ両公使と共に参内する筈であったが事故で果たせなかった。もし彼が3月23日または26日までに本国から信任状を受領していたと仮定しても、3人のうち自分だけが信任状を捧呈することは不適切であると判断した可能性がある。